

○国土交通省告示第九百九十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十四条第三項第三号の規定に基づき、小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けること等を要しない避難上及び防火上支障がない建築物の各室又は各通路の基準を次のように定める。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けること等を要しない避難上及び防火上支障がない建築物の各室及び各通路の基準を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十四条第三項第三号に規定する避難上及び防火上支障がない建築物の各室及び各通路の基準は、その各室及び各通路の小屋裏に、当該小屋裏と隣接する室又は通路の小屋裏との間を区画する準耐火構造の隔壁を設けるものであって、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 室又は通路について、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 令第百十五条の二第一項第七号に掲げる基準に適合すること。

ロ 天井がない部分がある場合にあつては、当該室又は通路内の天井がある部分の小屋裏に、当該小屋裏と天井がない部分との間を区画する準耐火構造の隔壁を設けること。

二 室又は通路について、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 天井（天井のない場合においては、屋根）及び壁の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除き、天井のない場合にあつては、小屋組を含む。以下このイにおいて同じ。）の仕上げを特定準不燃材料（特定不燃材料（平成二十一年国土交通省告示第二百二十五号第一第一号に規定する特定不燃材料をいう。以下このイにおいて同じ。）及び平成十二年建設省告示第千四百一号第一第二号から第五号までに掲げる建築材料をいう。以下このイにおいて同じ。）又は難燃材料等（難燃材料及び木材等（平成十二年建設省告示第千四百三十九号第一第一号口に規定する木材等で、同告示第二第一号に定める措置が講じられているものをいう。）をいい、特定準不燃材料を除く。以下このイにおいて同じ。）でしたものであつて、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 次の(i)及び(ii)に該当する部分の仕上げを難燃材料等とする部分の表面積の合計を次の式によつて計算した数値以下とすること。

$$S = 0.32(A_{room} + L_{w,room}(H_{a,room} - Z_{room})) + 0.5\Sigma(A_{op}\sqrt{H_{op}}) - A_{pillar} - A_w$$

この式において、 S 、 A_{room} 、 $L_{w,room}$ 、 $H_{a,room}$ 、 Z_{room} 、 A_{op} 、 H_{op} 、 A_{pillar} 及び A_w は、それぞれ次の数値を表すものとする。

S 天井（天井のない場合においては、屋根。以下このイにおいて同じ。）及び壁の室内に面する部分（次の(i)及び(ii)に該当する部分に限る。）の仕上げを難燃材料等とした部分の表面積の合計の上限の値（単位 平方メートル）

A_{room} 室又は通路の床面積（単位 平方メートル）

$L_{w,room}$ 室又は通路の壁の周長（単位 メートル）

$H_{a,room}$ 室又は通路の天井の高さ（単位 メートル）

Z_{room} 煙層下端高（単位 メートル）

A_{op} 室又は通路の排煙口（天井又は天井から下方八十センチメートル以内の距離若しくは床面から煙層下端高以上の部分にあるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の面積（単位 平方メートル）

H_{op} 室の排煙口の高さ（単位 メートル）

A_{pillar} 柱（煙層下端高以下の部分に限る。）のうち仕上げを特定準不燃材料以外の材料とした室内に面する部分の表面積が最大の柱における当該仕上げを特定準不燃材料以外の材料とした室内に面する部分の表面積（単位 平方メートル）

A_w 柱、はりその他これらに類するもの（煙層下端高以上の部分に限る。）の仕

上げを特定準不燃材料以外の材料でした室内に面する部分の表面積（単位 平

方メートル）

- (i) 天井及び壁の室内に面する部分（床面からの高さが煙層下端高以上の部分に限る。）
- (ii) 壁の室内に面する部分（床面からの高さが煙層下端高以下の部分に限る。）について、その長さ（壁の隅角を挟む場合にあつては、隅角を挟む長さ）を十メートル、高さを煙層下端高としたときの範囲で、仕上げを難燃材料等でした部分の表面積の当該範囲の表面積に対する割合が最大となる範囲

- (2) 天井の室内に面する部分を一边の長さが次の式によって算出した数値の正方形で区分した場合における当該区分された部分のいずれの部分についても、難燃材料等で仕上げをした部分の表面積の当該区分された部分の表面積に対する割合が四分の一以下であること。

$$L=1.2(H-1.2)$$

この式において、 L 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L 正方形の一边の長さ（単位 メートル）

H 天井の床面からの高さ（単位 メートル）

ロ 前号ロに掲げる基準に適合すること。

三 室について、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 天井がないこと。

ロ 壁及び柱（いずれも床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）を難燃材料で仕上げること。

ハ 地上への出口（二階以上の階にある室にあつては、避難階又は地上に通ずる直通階段。二において同じ。）が二以上設けられていること。

ニ 地上への出口を、次の表の上欄に掲げる室（イからハまでに掲げる基準に適合するものに限る。以下このニにおいて「特定室」という。）の床面から小屋組の下端までの高さの区分に応じそれぞれ特定室の各部分からその一に至る歩行距離が同表の下欄に掲げる数値以下となるように設けること。ただし、特定避難室（特定室を通らなければ避難することができない室をいう。以下このニ及びホにおいて同じ。）がある場合（次の(1)又は(2)に掲げる場合を除く。）にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる数値に十五を減じた数値を同表の下欄に掲げる数値としなければならない。

床面から小屋組の下端までの高さ

歩行距離

(単位 メートル)	(単位 メートル)
二・五以上二・七未満	三十五
二・七以上三・〇未満	四十
三・〇以上	四十五

(1) 特定室及び特定避難室に自動火災報知設備（令和元年国土交通省告示第百九十八号第一第一号に定めた構造方法を用いるものに限る。）が令和元年国土交通省告示第百九十八号第二第一号の基準に適合するように設けられている場合

(2) 特定避難室が平家建ての建築物の室であって、換気上有効な窓その他の開口部の面積がその床面積の二十分の一以上である場合

ホ 特定避難室を通らなければ避難することができない室がないこと。

四 室又は通路について、小屋裏の直下の天井を強化天井とすること。

五 室又は通路について、桁行間隔十二メートル以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けるこ

と。

六 室又は通路について、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 第四号又は前号に掲げる基準に適合する部分以外の部分を設ける場合においては、当該部分以外の全ての部分を第一号又は第二号に掲げる基準のうちいずれか一の基準に適合するものとする。

ロ 第四号に掲げる基準に適合する部分がある場合においては、当該部分の小屋裏が準耐火構造の隔壁で区画されていること。

ハ 前号に掲げる基準に適合する部分がある場合においては、当該部分の小屋裏が準耐火構造の隔壁で区画されていること。

2 前項第二号の「煙層下端高」とは、床面から一・二メートルの高さをいう。ただし、次の式によって計算した数値が一・二以上となる場合にあっては、当該計算した数値とすることができ。

$$Z_{room} = \min\{H_{op}, \max(Z_{room(n)}, Z_{room(a)})\}$$

この式において、 Z_{room} 、 H_{op} 、 $Z_{room(n)}$ 及び $Z_{room(a)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Z_{room}	煙層下端高（単位　メートル）
H_{op}	床面から排煙口（天井又は天井から下方八十センチメートル以内の距離若しく

は床面から一・八メートル以上の部分にあるものに限る。以下この項において同じ。）の中心までの垂直距離（排煙口が二以上ある場合においては、これらの垂直距離のうち最小のものとする。以下この項において同じ。）（単位 メートル）

$Z_{room(n)}$

次の式によって計算した数値

$$Z_{room(n)} = \left(\frac{3.24 \Sigma (A_{s,room} \sqrt{H_{op}})}{(37.5 A_{room})^{1/3}} \right)^{3/5}$$

この式において、 $A_{s,room}$ 、 H_{op} 及び A_{room} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$A_{s,room}$	排煙口の面積（単位 平方メートル）
H_{op}	床面から排煙口の中心までの垂直距離（単位 メートル）
A_{room}	室の床面積（単位 平方メートル）

$Z_{room(a)}$

次の式によって計算した数値

$$Z_{room(a)} = \left(\frac{13 \Sigma A_{s,room} \sqrt{H_{op} - 1.8}}{(37.5 A_{r,room})^{1/3} \sqrt{1 + \left(\frac{\Sigma A_{s,room}}{\Sigma A_{a,room}} \right)^2}} \right)^{3/5}$$

この式において、 $A_{s,room}$ 、 H_{op} 、 A_{room} 及び $A_{a,room}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$A_{s,room}$ 排煙口の面積（単位 平方メートル）

H_{op} 床面から排煙口の中心までの垂直距離（単位 メートル）

A_{room} 室の床面積（単位 平方メートル）

$A_{a,room}$ 室の給気口（床面から一・二メートル以下の部分にあるもので、排

煙口の開放に連動して開放するもの又は常時開放されているものに限る。）の面積（単位 平方メートル）

3 第一項第二号イ及び前項の「排煙口」とは、次に掲げる基準に適合する開口部（建築基準法（昭和

二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する防火設備が設けられたものを除く。）

をいう。

一 令第二百二十六条の三第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第十号から第十二号までの規定に適合する排煙設備を構成するものであること。

二 直接外気に接するものとする事。

三 常時開放され、又は煙感知器と連動する自動開放装置が設けられていること。

四 開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造とすること。

4 第一項の室又は通路が、次の表の上欄に掲げる部分を有する場合において、当該部分に隣接する室又は通路の部分が同表の下欄に掲げる部分であるときは、これらの部分を区画する部分については、第一項の準耐火構造の隔壁を設けることを要しない。

第一項第六号に掲げる基準に適合する室又は通路の部分のうち、同項第一号に掲げる基準に適合する部分	第一項第一号に掲げる基準に適合する部分
第一項第六号に掲げる基準に適合する室又は通路の部分のうち、同項第二号に掲げる基準に適合する部分	第一項第二号に掲げる基準に適合する部分

第一項第六号に掲げる基準に適合する室又は通路の部分のうち、同項第四号に掲げる基準に適合する部分	第一項第四号に掲げる基準に適合する部分
第一項第六号に掲げる基準に適合する室又は通路の部分のうち、同項第五号に掲げる基準に適合する部分	第一項第五号に掲げる基準に適合する部分

5 第一項第五号に掲げる基準に適合する建築物の部分が二以上の室又は通路にわたる場合にあっては、桁行間隔十二メートル以内ごとに当該部分の小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。

第二 隣接する室又は通路のうち二以上の室又は通路が第一第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる基準のうちいずれか一の基準に適合する場合におけるこれらの室又は通路は、第一第一項（準耐火構造の隔壁の設置に係る部分に限る。）の規定の適用については、一室とみなす。

附 則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。